平成２５年（フ）第８４１２号
埼玉県さいたま市北区吉野町２丁目208―12―101
債務者　桂田　明典
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４１３号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷３丁目４―56―103
債務者　齋藤あずみ（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４１４号
埼玉県志木市柏町４丁目１―10―303
債務者　宮崎　竜一
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４１５号
神奈川県相模原市緑区牧野6938―５
債務者　盛永　侑樹
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４１６号
東京都武蔵野市境南町２丁目28―３―105
債務者　志賀　和美（旧姓坂井）
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４３０号
東京都葛飾区新宿６丁目５－４―607
債務者　辻　みさ代
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４３１号
東京都板橋区東新町２丁目10―７―201
債務者　田中　恵子
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４３２号
神奈川県横浜市緑区十日市場町814―10―305
債務者　秋田　留里（旧姓添田）
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４３３号
東京都北区豊島１丁目24―３―201
債務者　新田　政市
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４３９号
東京都練馬区豊玉上２丁目９―９―302
債務者　上野　勝平
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４４２号
東京都豊島区高松２丁目51―12―101
債務者　横室　孝雄
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４４３号
東京都豊島区高松２丁目51―12―101
債務者　横室恵美子
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４４５号
東京都杉並区高円寺北１丁目20―10―602
債務者　矢吹　　彬
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４４６号
東京都北区東十条２丁目10―４―201、住民票上の住所静岡県富士市岩本2032―14
債務者　望月　栄里
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４４８号
東京都大田区大森北３丁目31―７
債務者　林　　麻衣
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部